

福島市学校施設整備基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第4号

福島市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市が設置する学校の施設の整備に充てる資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第6条 市長は、基金設置目的を達成するために必要と認めるときは、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。